

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律 (企業立地促進法)の一部を改正する法律案

・地域を支える農林水産関連産業の企業立地支援策を充実するなど、地域経済活性化を後押し。

1. 法改正の考え方

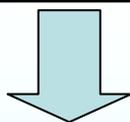
< 法制定時の背景にあった考え方 >

各地域の多様性や創意工夫に基づき、地域の強みを活かした産業集積を形成することを支援。



< 法施行後の動き >

回復が遅れた地域を含む多くの地域において、産業集積の中核は食料品製造業等の農林水産関連産業であり、これらの企業を引き続き地域内に立地・活性化させることも必要。



農林水産関連産業の企業立地に対する支援策を追加、充実すること等により、産業集積の形成、地域経済の活性化を一層促進。

企業立地促進法の施行実績：

35道府県74計画を同意済み。今後年度内に31計画同意予定。
更に検討中が26計画 合計131計画

2. スキーム・支援措置

国：「基本方針」

同意 ↓ ↑ 協議

都道府県及び市町村：「基本計画」

市町村・都道府県、地元商工団体、大学 その他研究機関等で地域産業活性化協議会を構成

承認 ↓ ↑ 申請

事業者：「企業立地計画」、「事業高度化計画」

支援措置の充実

設備投資促進税制の拡充(食料品製造業等の追加、当該業種の最低投資要件の引き下げ)
(機械等:3億円 4千万円(単価:1千万円 5百万円)、建物等:5億円 5千万円)
地方交付税措置の要件緩和(最低取得要件の引き下げ)
(食料品製造業等:5億円 5千万円、その他の対象業種:5又は3億円 2億円)
中小企業の立地等に対する超低利融資制度の創設
(中小公庫・国民公庫)
小規模企業の立地等に係る設備資金の貸付の充実
(小規模企業者等設備導入資金助成法の特例)
食品の製造、加工、販売事業者の立地等に対する債務保証等の創設(食品流通構造改善促進法の特例)